

事 業 報 告 書
第 期 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

商 号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

印

年 月 日から 年 月 日までの仮想通貨交換業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第 1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 役職員の増減
- 4 仮想通貨交換業の状況
- 5 苦情処理及び紛争解決の状況

第 2 仮想通貨交換業に係る収支の状況

(記載上の注意)

法第 63 条の 3 第 1 項の登録申請書又は法第 63 条の 6 第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

第1 第 期 ⎧
年 月 日から
年 月 日まで
⎫ 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
営 業 所			
計			

(記載上の注意)

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国仮想通貨交換業者が、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）第63条の15第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

3. 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
本邦取締役等	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	執 行 役		
	計		
本邦一般職員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

(記載上の注意)

1. 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3. 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4. 職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における本国からの派遣職員数 人（うち取締役等 人）

4. 仮想通貨交換業の状況

①. 年間取扱件数

取り扱う仮想通貨の名称：_____

(1) 自己勘定取引（売買・交換）

(a) 仮想通貨の売買

	件数	仮想通貨の増減	法定通貨の増減	平均購入（売却）金額
仮想通貨の購入	件		円	
仮想通貨の売却	件		円	
合 計	件		円	

(b) 他の仮想通貨との交換（他の仮想通貨の名称：_____）

	件数	仮想通貨の増減	他の仮想通貨の増減	平均取得（譲渡）単位
仮想通貨の取得	件			
仮想通貨の譲渡	件			
合 計	件			

(2) 顧客勘定取引（売買・交換の媒介・取次・代理）

(a) 仮想通貨の売買の媒介・取次・代理

	件数	仮想通貨の増減	法定通貨の増減	平均購入（売却）金額
仮想通貨の購入 (媒介・取次・代理)	件		円	円
仮想通貨の売却 (媒介・取次・代理)	件			
合 計	件			

(b) 他の仮想通貨との交換の媒介・取次・代理（他の仮想通貨の名称：_____）

	件数	仮想通貨の増減	他の法定通貨の増減	平均取得（譲渡）単位
仮想通貨の取得 (媒介・取次・代理)	件			
仮想通貨の譲渡 (媒介・取次・代理)				
合 計	件			

(記載上の注意)

1. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である仮想通貨交換業者が、法第63条の15第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
2. 原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載する。
3. 売買件数は、約定基準により記載する。なお、外国仮想通貨交換業者においては、国内に住所を有する利用者との間で行われた売買件数についてのみ記載する。
4. 仮想通貨の金額欄については、交換によって自己又は顧客が取得した仮想通貨の数量及び簿価を記載する。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

5. 法定通貨及び仮想通貨の残高

(1) 自己勘定

(a) 法定通貨： 千円

(b) 仮想通貨

仮想通貨の名称	残 高	年 間 平 均 価 格	期末の市場価格
	()	円	
	()	円	
	()	円	
合 計		円	

(2) 顧客勘定

(a) 法定通貨： 千円

(b) 仮想通貨

仮想通貨の名称	残 高	年 間 平 均 価 格	期末の市場価格
	()	円	
	()	円	
	()	円	
合 計		円	

(記載上の注意)

1. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である仮想通貨交換業者が、法第63条の15第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
2. 「仮想通貨の名称」の欄には、原則、取り扱う仮想通貨ごとに記載する。
3. 外国仮想通貨交換業者においては、国内に住所を有する利用者に係る残高についてのみ記載する。
4. 「(1) 自己勘定 (b) 仮想通貨」及び「(2) 顧客勘定 (b) 仮想通貨」の表中、括弧書きには取り扱う仮想通貨で用いている単位を記載する。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

6. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称、指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 仮想通貨交換業に係る収支の状況（日本国内における仮想通貨交換業に係るものに限る。）

(単位：千円)

	期（実績）	期（実績）	期（実績）	期（予想）
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 仮想通貨交換業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以 上